

都市整備部技術職員採用強化戦略事業 に係る企画提案公募要領

大阪府では、大阪府技術職の採用試験申込者数の増加及び内定後採用辞退者数の減少を目的に、「都市整備部技術職員採用強化戦略事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

都市整備部技術職員採用強化戦略事業

(1) 事業の趣旨・目的

近年、技術系公務員の人材獲得競争が激化しており、全国的に技術系公務員不足が生じている中、老朽化していくインフラ設備の維持管理等、円滑な大阪府行政を維持していくためにはより一層の技術職員確保が必要となっています。

大阪府都市整備部都市整備総務課では、これまで、デジタルサイネージ広告及び採用イベントへの出展等による広報活動や、内定者懇親会等の辞退者防止策を実施しているものの、必要な採用者数を確保できていない状況です。そこで、大阪府技術職の認知度向上を図り、大学生や社会人等に対してその役割や魅力を広く伝え、志望度を高める情報発信を行うことで、大阪府が実施する採用試験の申込者数の増加を図り、有為な人材を獲得することを本事業の目的とします。

(2) 事業概要

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

9,929,000 円（税込）

2 スケジュール

令和7年7月15日（火） 公募開始

令和7年7月22日（火） 午前10時から

令和7年7月29日（火） 午後5時まで 説明会開催（インターネットによる動画配信）

令和7年7月30日（水） 質問受付締切

令和7年8月15日（金） 提案書類提出締切

令和7年8月下旬頃 選定委員会

令和7年9月上旬頃 契約締結・事業開始

令和8年3月31日（火） 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、(2)から(9)までの要件については、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

- (1) 過去３年間、就職サイト又は転職サイトを継続して運営している者であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付

又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

大阪府都市整備部都市整備総務課ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130010/doboku/saiyokyoka.html>)

※窓口・郵送による配布は行いません。

イ 受付期間

令和7年7月15日(火)から令和7年8月15日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

ウ 提出方法

書類は受付場所に持参または郵送してください。

※持参の場合は、必ず事前に「エ」に記載する電話番号へ電話し、予約を行ってください。

※郵送の場合は、発送時に必ず電話での連絡をお願いします。また、配達までの送達過程が確認できる簡易書留等により提出してください。(令和7年8月15日(金) 必着)

エ 受付場所

大阪府都市整備部都市整備総務課人事グループ

住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12 別館4階

電話番号：06-6944-6775

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1：正本1部 副本9部)

イ 企画提案書(様式2：正本1部 副本9部)

ウ 応募金額提案書(様式3：正本1部 副本9部)

エ 事業実績申告書(様式4：正本1部 副本9部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5：1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6：1部)

③ 委任状(様式7：1部)

④ 使用印鑑届(様式8：1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9：1部)

[添付書類]

ア 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（１部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から３カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から３カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（１部：最近２カ年のもの）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

a 常時雇用労働者数が 40 人以上の事業主の場合

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 40 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・ 公示の日の直前の 6 月 1 日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

b 常時雇用労働者数が 40 人未満の事業主の場合

- ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式 10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
＜記入例＞「都市整備部技術職員採用強化戦略事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本事業の詳細に関する説明動画をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信期間

令和7年7月22日（火）午前10時から令和7年7月29日（火）午後5時まで

(2) 視聴方法

説明会を申し込まれた電子メールアドレス宛てに視聴 URL を送信します。

(3) 申込方法

ア 電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※ 電子メールアドレス：toseisomu-g25@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ 電子メールの件名は、「【説明会申込】都市整備部技術職員採用強化戦略事業」と明記してください。

ウ 電子メール本文には、①参加事業者名②参加者の職・氏名、人数③メールアドレス④電話番号を記入してください。

エ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6775）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 申込期限

公募開始日から令和7年7月28日（月）午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年7月30日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※ 電子メールアドレス：toseisomu-g25@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ 電子メールの件名は、「【質問】都市整備部技術職員採用強化戦略事業」と明記してください。

ウ 電子メール本文に、①事業者名②担当者の職・氏名③メールアドレス④電話番号⑤質問内容を記入してください。

エ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6775）をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

なお、電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問への回答は都市整備総務課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130010/doboku/saiyokyoka.html>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点未満の場合は採択しません。

また、提案のない審査項目がある場合（「採用広報」については審査内容①～⑤、「辞退防止」については審査内容①～②のうちいずれか一つでも提案のないものがある場合）、失格となります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点	
業務目的及び事業内容の理解度	・ 事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。 ・ 提案内容が、事業の趣旨に合っているか。	7 点	
事業遂行能力	・ 事業実施可能な体制及び人員を備えているか。 ・ 実現可能な内容が計画・提案されているか。	5 点	
「採用広報」に係る企画提案	① ターゲット層に訴求する事業内容及び全体スケジュールの策定 ・ 本事業の目的達成に向けて効果的なターゲット層の割合となっているか。 ・ ターゲット層に対して幅広く周知、訴求することができるような事業内容となっているか。 ・ 大阪府技術職の職種、仕事内容、役割、魅力を認知してもらえるよう、工夫の凝らされた独自性のある事業内容となっているか。 ・ 全体スケジュールは、それぞれの広報業務に応じて、ターゲット層の応募者増加に資する最も効果的な時期に実施されるよう計画されているか。	15 点	50 点
	② デジタル広報媒体を活用した採用広報	10 点	

	・ターゲット層に応じたデジタル媒体の種別（Google、X、LINE、Facebook 等）を想定し、最適な広報方法・場所・掲載期間等が提案されているか。 ・リーチ数やクリック実績のみに留まらず、広告接触後に試験申込みの意欲等を喚起するような、独自性・訴求性のあるブランド・イメージを形成するようなクリエイティブが提案されているか。		10 点
	③ 求人メディアへの採用情報の掲載 ・ターゲット層に応じて訴求力の高い効果的な求人メディアが提案されているか。 ・府の業務紹介や採用情報等について、関心の薄い層のアクセスを喚起するような、インパクト・独自性のあるものが提案されているか。 ・技術系公務員に関心の薄いターゲット層に対しても、メール等によるアプローチ（スカウトメール等）が可能な仕様が提案されているか。	10 点	
	④就職・転職イベントへの出展 ・ターゲット層の採用に効果的と考えられる採用イベントが提案されているか。 ・大阪府外での採用イベントについて、出展時期やその地域で実施することが効果的な理由が、客観的なデータや提案者の知見に基づき説明されているか。	10 点	
	⑤その他の採用広報 ・分析データ等の根拠や、提案者の知見に基づく効果的な採用広報が提案されているか。	5 点	
「辞退防止」に係る企画提案	① 職場紹介資料の作成 ・採用予定者が実際に大阪府で働くイメージが湧くような、具体的な仕事内容や魅力、雰囲気を紹介する工夫が施されているか。 ・採用予定が配信資料を確認することを促すような、興味をそそるトピックを前面に押し出すなどの工夫が施されているか。	15 点	20 点
	②その他の辞退防止策 ・社会情勢や辞退理由分析データ等の根拠や、提案者の知見に基づき、最適な辞退防止策が十分に検討されているか。	5 点	
数値目標（K P I 設定）	・目標達成（採用試験申込者数）に向けたプロセスが示されたうえで、提案者の知見等に基づく根拠ある K P I が設定されているか。	5 点	
障がい者雇用	・常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1 人以上障がい者を雇用しているか。	3 点	
価 格 点	価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	10 点	
合 計			100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を都市整備総務課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130010/doboku/saiyokyoka.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。